

見 本

これは派遣会社が作成します

労働者派遣個別契約書

労働者派遣基本契約に基づき、派遣先 公立大学法人横浜市立大学（以下、甲という）と派遣元 ○○  
○○（以下、乙という）とは、次の就業条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

|               |  |                  |
|---------------|--|------------------|
| 就業場所          | 公立大学法人横浜市立大学<br>〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2  |                  |
| 派遣先責任者        | 教授 ○○ ○○   |                  |
| 指揮命令者         | 教授 ○○ ○○   |                  |
| 派遣元責任者        | グループマネージャー ○○ ○○   |                  |
| 業務内容          | 実験補助<br>労働者派遣法政令第4条17号研究開発に該当  |                  |
| 派遣期間          | 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日  |                  |
| 就業時間          | 平日 9時00分～18時00分（休憩時間 12時00分～13時00分）  |                  |
| 時間外労働         | 1週15時間、1ヶ月45時間、年間360時間以内   |                  |
| 休日            | 土・日・祝日及び会社指定日  |                  |
| 派遣料金          | 1時間/1,800円（時間外 2,250円/h、休日残 2,430円/h、<br>深夜残 2,700円/h、休日深夜 2,880円/h）   |                  |
| 安全及び衛生        | 休憩時間の取り方は、派遣先の規則等に準ずるものとする   |                  |
| 苦情処理          | 苦情の申し出を受けたときは、派遣先・派遣元責任者双方で連絡を密にし適切かつ迅速な処理を図り、結果を派遣労働者に通知することとする。  |                  |
| 苦情の処理<br>申出先  | 派遣元  | グループマネージャー ○○ ○○ |
|               | 派遣先  | 教授 ○○ ○○         |
| 派遣契約解除<br>の措置 | 1. 派遣先は派遣先に起因する事由により、個別契約の全部又は一部を解除し、<br>あるいは期間を短縮しようとする場合には、少なくとも30日前に乙に予告<br>するものとする。ただし、個別契約期間が1ヶ月に満たないときは、予め相<br>当の猶予期間をもってこれを行うものとする。<br>2. 甲は契約解除の予告日と契約の解除日との間の期間が30日に満たない場<br>合、少なくとも契約解除日の30日前から当該予告日までの期間の日数分の<br>賃金に相当する額について損害賠償を行うものとする |                  |

平成○○年○○月○○日

派遣先（甲）

住 所 〒236-0027

横浜市金沢区瀬戸 22-2

会社名 公立大学法人横浜市立大学

氏 名 理事長 ○○ ○○

派遣元（乙）

住 所 〒

横浜市○○区○○

会社名 株式会社 ○○○○

氏 名 代表取締役 ○○ ○○ 印

許可番号 般 14-010××××